

防火対象物点検結果報告書

1 内 容

一定の防火対象物の管理について権限を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を新城市消防長に報告することが義務付けられています。

この点検の結果、消防法令に適合している建物は、防火基準点検済証（防火セイフティーマーク）を原則1年間表示することができます。

なお、この制度と消防用設備等点検報告制度は異なる制度であり、この制度の対象となる防火対象物では両方の点検及び報告が必要となることがあります。

【根拠条文 法第8条の2の2】

(1) 点検の期間

1年に1回

(2) 点検の資格者

防火対象物点検資格者

(3) 対象となる建物

ア 特定防火対象物で収容人員が300人以上のもの

イ 特定用途が3階以上又は地階にあり、避難階又は地上へ通じる直通階段（屋外階段等を除く。）が1つの防火対象物で、収容人員が30人以上300人未満のもの

2 手続き

(1) 点検終了後、速やかに報告書を2部、予防課予防係に提出します。

なお、管理権原が分かれている防火対象物については、当該点検及び報告については、防火対象物全体として、努めて同一時期に行うようにします。

(2) 書類の審査後、1部が返却されます。

【関係条文 政令第4条の2の2、規則第4条の2の6】

3 記入上の注意

軽微な不備事項のものについては努めて改善措置を行い、状況及び措置内容欄に管理等の状況及び実施した措置内容を記載し、点検票の判定欄は「適合」と判定し、その旨を記載してください。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）